

## 第 1 3 回臨時委員会会議録

- 委 員 長 ) 日程第 1 開会宣言
- 委 員 長 ) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委 員 長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (小石委員)
- 委 員 長 ) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

第 2 2 号議案「芦屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

委 員 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員 ) 規則改正についてですが、17条の(5)の規定がなくなつて、始業式の日などの取扱いが園長の判断になると、問題が起こることは何かありますか。

管 理 課 長 ) 実際には、預かり保育を行わない日については、年度の最初に各園から保護者にお知らせする形になります。

小 石 委 員 ) それで徹底するということですね。

管 理 課 長 ) はい。保護者には、預かり保育の年間スケジュールを初めに示させていただきます。

木 村 委 員 ) 預かり保育を実施すること自体は、やるべきだと思いますし、この規則の改正自体には特に問題ないと思いますが、これを見ていて、予算の関係で、本当に議会で承認されるのかどうかというところが少し気になるところです。

指導員の報酬などで予算要求額が4,700万円となっていますが、そのあたりをもう少しコストカットできないか。特に非常勤嘱託職員である指導員の報酬が、1人、年間300万円

ぐらゐの予算になりますので、これをもう少し削減できないか、といった指摘は出てくると思います。議会のほうでこれだけの予算は出せないという話になったときにどうするのか、という点について、見通しはどうでしょうか。

管理課長 ) はい。概算要求で計上した段階から、市長部局からも、人件費の高い非常勤嘱託職員ではなく、臨時的任用職員にできないのか、園の正規職員での対応ができないかなどのやりとりもございました。最終的に私どもは、預かり保育が文科省の定める幼稚園教育という位置づけであることから、一定の資格と責任を持った指導員の配置が必要であると説明した結果、この体制とこの予算についてはやむを得ないという理解をいただいたところです。

議会のほうからも、園児数から考えると幼稚園全体としてコストがかかっているという御意見もあれば、その反対に、今の幼稚園の先生は、非常に残業も多くて大変なので、預かり保育については、しっかり人を配置して実施してあげてくださいという御意見もあります。やはり事務局としては、嘱託職員の指導員の配置は必要という点から、予算を上げたいと思っております。

木村委員 ) 予算要求額の承認が得られるのならば、それでよいと思います。

もう1点。保育所に比べて、幼稚園に入園する児童がだんだん減ってきているという状況にあって、この預かり保育があれば、親御さんも、では幼稚園に預けようか、という気持ちになるのではないかと予想します。3園での実施は、平成23年

4月1日からということなので、単純な比較は難しいかもしれませんが、24年にこの3園で入園者数が増加したといった傾向はありましたか。

管理課長) 3園のうち、特に小槌幼稚園は、交通の便もよい立地ということもあり、顕著に増えております。ほかの2園は、やや増加となっております。御指摘のように、幼稚園の園児数が、今なかなか増えないという状況ですので、預かり保育により、幼稚園が活性化するようになってほしいと思います。

木村委員) 小槌幼稚園はどのくらい増えたのですか。

管理課長) 学校園の調査関係の基準日である5月1日基準で申し上げますと、小槌幼稚園は、平成23年5月1日は103人であったところ、24年5月1日は128人と、25人増えております。

木村委員) そうですか、はい、わかりました。

教育長) 補足になりますが、現在の幼稚園は自由園区になっておりますので、全体的な需要の中で、自宅から近い幼稚園ではなく、預かり保育を実施している幼稚園に通わせている場合があると思います。

全園での預かり保育実施に伴って、揺り戻しといいたいまいしょうか、自宅から近い幼稚園に変更することも考えられます。保育所へ通う子のうち、どれだけが幼稚園へ行ったかという、そういう大きなデータはまだつかみ切っていないのが現状ですが、保護者の中には、全園での実施に非常に期待感を持っている方が多いと聞いてはおります。

木村委員) 全園で実施するときには、知らない方も結構多いと思いま

すので、宣伝やアナウンスは、かなりいろいろやる必要がある  
でしょうね。

委員 長 ) 定員についてですが、この数になったというのは先ほどの  
説明で理解できましたが、幾つか懸念する事柄があります。

一つは小槌幼稚園ですが、園児数が今、増えているという御  
説明をいただきましたが、現在5学級になっていますね。今の  
段階で全園実施というのは伝わっておりませんので、来年もし  
3クラス、そのまま進級すると6クラスになる可能性があると思  
いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

管 理 課 長 ) 御指摘のとおり、今、入園願書を提出されている園児数で計  
算すると、人数が6クラスとなり、定員を少しだけ超えます。

しかし、こちらで聞き取り等をしております実情を申します  
と、本当は自宅から近いのは別の幼稚園ですが、ひとまず入園  
願書は、預かり保育を実施している小槌幼稚園へ提出しておい  
て、他の幼稚園でも預かり保育が実施されれば、その幼稚園に  
変わりたいという保護者の方が、10人以上程度おられるとい  
うことを把握しております。

また、次に5歳児へ上がる児童の方も、来年度に宮川幼稚園  
で預かり保育が実施されれば、そちらへ変わりたいという御希  
望も聞いておりますので、実際には5クラス、場合によっては  
4クラスになるかもしれないと思っております。

委 員 長 ) 実態を調べられた結果ということですね。

管 理 課 長 ) はい、そうです。

委 員 長 ) わかりました。

それから、平成22年7月に保育所・幼稚園のあり方検討委

員会の報告が出まして、それを受けて預かり保育の実施ということになりましたが、1年半が過ぎて、どんな成果が上がっているかというところについて、幼稚園側と話し合いなどはしておられますか。

管 理 課 長 )        まず、預かり保育の目的としましては、今申し上げましたように、保育所の待機児童解消という就労支援的な側面もありますが、やはり一義的には、文部科学省においても子育て支援という位置づけと考えておまして、これは実施園でも園長が思っていた以上の教育的な効果があったと聞いております。

このことは、私どもが聞いているだけではなく、園長会や、未実施園を含めた園長の勉強会の中でも発表しておられることなのですが、例えば、通常保育の中で友達と打ち解けにくいお子さんが、預かり保育では異なる年齢のお子さんもおおり、小規模な、家庭的なの雰囲気の中で、非常に自分をうまく出せるようになってきて、それがまた通常保育の中でうまくリンクして、子どもさん自身が成長されているケースとか、あるいは親御さんで、お子さんの御兄弟に配慮を要するお子さんがおられる方が、預かりを受けておられる間に、配慮を要するお子さんとかかわる時間がふえて、結果としてお母さんの心の状態がよくなり、今、幼稚園に行ってらっしゃるお子さんの状態もよくなったというケース、というふうに、園長が目に見えて効果を感じたという実例も報告いただいております、それをほかの未実施園の園長も聞くことで、園長間でも共通理解や認識が深められているところです。

委 員 長 )        わかりました。

保護者側のメリットと幼稚園側のメリットが両方あったということですね。

管理課長) はい。それがうまくかみ合って、実際に通園している子どもさん自体の健やかな成長に、思っていた以上の効果が出ているように感じられるということでございます。

委員長) もともと子育て支援の側面が大きいという御説明でしたが、幼稚園の園児数の増加を期待するという面ではもう一つかな、というのは否めない事実だと思います。幼稚園児を広く募集して来ていただくためには、また違う政策を考える必要があるのではないのでしょうか。

国政も、政権がまた変わるかもしれませんが、こども園などを見通した施策も考えていかなければいけないと思いますし、もっと言えば、預かり保育をするという中で、3年保育をどうするか、というのも議論として上げていく必要もあるのではないかと考えています。

あともう一つ、岩園幼稚園の建て替えについてですが、来年度は4歳児も入園しますが、その次の年からは募集停止をして27年度に建て替えという可能性もありますね。そういったときに預かり保育を実施するために設備改修などのお金をかけるということは、二重投資にならないのかという心配もありますが、そのあたりはいかがでしょう。

管理課長) はい。岩園幼稚園につきましては、建て替えがある程度近い将来に実施されることとなりますので、二重投資にならない施設整備を、園とも十分相談して進めてまいりたいと考えています。今いらっしゃる園児さんには、まず安全や安心を最大限

に尊重しながら、コストをかけない方法で考えていきたいと思っております。

今、委員長からおっしゃっていただきましたように、国政の動向がありますけれども、子ども・子育てにつきましては、今の法律の中では検討会議を立ち上げ、幼稚園も保育所も一体的になる中で、どのように対応していくかを考える検討会議が平成25年度からスタートすることになります。その中で、これからの幼稚園のあり方も議論されるとは思いますが、幼稚園のよさというものも生かしながら、全体としてどうしていくかを考えていくことになると思います。

また、3歳児保育につきましても、法律の中で3歳からが学校教育という位置づけになっておりますので、その部分を市全体の中でどのように担っていくかについて議論されることになると思います。

委員長 ) 一つ質問ですが、6ページの(4)職員体制で、現在預かり保育を実施されている園には、指導員と補助員と1人ずつ配置されているということで、非常勤嘱託職員と臨時的任用職員に分かれてありますが、勤務上、時間数等にどのような違いがあるのでしょうか。

管理課長 ) 非常勤嘱託職員は、簡単に言いますと週当たり29時間と勤務時間が長く、1年間ずっと勤務する状態になります。一方、臨時的任用職員は、1年間ずっと連続して雇用するのではなく、8月の夏季休業の期間に合わせていったん任用を解き、また9月に任用する形になります。時間についても、臨時的任用職員は、預かり保育を行う時間に、もちろん多少は前後に少し長

めになりますけれども、預かり保育の時間帯にあわせて来ていただいて、保育の補助をしてもらっております。

委員 長 ) 指導員がお一人になられる場面も出てくるということでしょうか。

管理 課 長 ) 現在は、よほど有給休暇などが重なったりしない限り、指導員が1人だけとなる場合はございません。今年度の実績を見ると、利用人数が小槌幼稚園のように本当に多い園もあれば、朝日ヶ丘幼稚園のようにかなり少ない園もあります。そのため、来年度全部の園に補助員を1人ずつ配置することは、経費の面からも不合理な面もあると思いますので、実態として20人以上の利用が見込まれる宮川・小槌については、指導員1人と補助員1人を配置し、それ以外の園は指導員1人のみを配置し、必要なときは幼稚園の通常学級の教諭が補助に入る形をとりたいと思います。

委員 長 ) 今は2人体制でやっているから問題が出ていないと思いますが、今後、指導員が1人になる園では幼稚園の通常保育の先生が補助に入るということで、幼稚園の先生の負担がかなり増えるのではないかと思います。予算のこともあるのでしょうか。

管理 課 長 ) はい。園長とも何度も協議を重ねてきておりますが、やはり、預かり保育も幼稚園教育という園の本来の事業の一部ですので、幼稚園の先生は、自分の仕事で忙しいから預かり保育にはかかわれない、ということではなくて、今、自分が持っている業務量の見直しや、ある部分では効率化などを、来年度実施までに園の中でよく話し合っ、整理しておいてもらうように、



各園に宿題として取り組んでもらっております。園長先生以下みんなそういう認識で、いろいろと、工夫に取り組んでもらっております。

管理部長 ) 先日開かれました園長会の中でも、実施園の園長から、やはり通常保育と預かり保育のリンクは非常に重要であるという報告もございまして、担任の先生もできるだけ預かり保育にかかわってほしいという思いもございまして、今回こういう方法で進めていこうと考えております。

委員長 ) わかりました。ほかには何かございますか。

小石委員 ) 素朴な質問で恐縮ですが、預かり保育には定員が決まっていますね。例えば常時、預かり保育を利用されるのであれば、利用する園児の数は、非常に把握しやすいですね。でも、スポット的に利用される方もおられますよね。30人という定員は、その日その日で決めるのでしょうか。

管理課長 ) 基本的には、前月の25日までに、保護者が翌月の利用日の申し込みをするのですが、そこで定員に達していない場合は、当日の受け付けも可能になります。また、当日に、急に下のお子さんが病気になった、とかそういうこともありますので、園長には、それぞれの事情もお聞きしながら、30人を少し超えても、園長の判断で、必要に応じて申し込みを受けることができるようにしております。実際、今年度、小槌幼稚園はそういったこともございます。

小石委員 ) そのあたりの融通は、ある程度きくわけですね。

管理課長 ) はい、そのような状況です。

小石委員 ) そうですか。わかりました。

委員長 ) 7 ページ、今後のスケジュールですけれども、12月の市議会で説明し、その後、在園者の保護者と、来年度の入園願書を提出する人へ周知するとなっていますが、具体的にはどういう形でお知らせされるのでしょうか。

管理課長 ) 在園者の保護者の方には、幼稚園を通じて御案内を配付いたします。また、来年度の入園願書の提出者には、管理課のほうで全ての方に個別にお手紙を出させていただく予定です。

委員長 ) ということは口頭で説明する報告会ではなく、書面での周知ということですね。

管理課長 ) 書面で、例えば転園を希望する場合は、いつまでに申し込んでくださいということをお知らせしようと思っております。

小石委員 ) この預かり保育の時間、何時間とか何時までとかいうのは、何か法などで決まっているのですか。

管理課長 ) 今回、市の規則で定めておりますが、これについては、例えば文部科学省等から基準が出されている、といったことはございません。教育の一環ということから、特に留意する事項として、その園児への心身の負担を考え、余り長時間にならないようにという事項がございまして、4時半ぐらいが適切かどうかということで定めております。

小石委員 ) 各園で決めるのでしょうか。

管理課長 ) いえ、芦屋市の規則で、一律午後4時半までと定めております。

小石委員 ) 午後4時半までなのですね。

木村委員 ) 預かり保育では、お昼寝などはあるのでしょうか。

管理課長 ) 夏季休業中は、預かり保育も1日となりますので、午後に

お昼寝をさせております。お昼寝のスペースとマットは、全部幼稚園側で用意しております。

木村委員) 　例えば就労しておられるお母さんでしたら、4時半という時間は、すごく中途半端で、やっぱり5時半とか6時ぐらいまでじゃないと利用しにくい側面があると思いますね。そのあたりが一つ課題であろうかと思いますね。

管理課長) 　そうですね。今後、認定こども園などの新しい枠組みの中では、例えば、それ以後の時間は、現在の保育所的な保育として実施するというような、幼稚園と保育所を一体としたような、認定こども園のような枠組みに移行していく時期が来るかもしれません。ただ、今申し上げましたように、現行の幼稚園という枠組みの中では、やはり4時半、それぐらいの時間帯までが限度とは思っています。

委員長) 　よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。  
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第22号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 　ここで、お諮りいたします。第23号議案、芦屋市立図書館設置条例等の一部を改正する条例の制定については、12月議会に上程される議案の審議に係るものですので、本議案は非公開で行いたいと思いますが御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

〈審議非公開〉

委員長) 次に第23号議案、芦屋市立図書館設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案説明を求めます。

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

確認ですが、先程の(3)施行期日のところについて、もう一度御説明いただけますか。

社会教育部長) はい。施行期日を、60日を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日とさせていただきます。

木村委員) (4)のプールや公園で、無料となる時間がここだけ最初30分以内となっていて、ほかの施設は60分以内となってますが、公園などは30分だけという人もいるかもしれませんが、プールでは、ともすれば1時間近くいたりすると思いますが、なぜここを30分にしているのでしょうか。

社会教育部長) 現行はこの時間帯になっておりまして、今回は基本的には全て現行の時間料金を継承する形でつくっております。連れてきて、車からおろすぐらいだったら30分もあれば十分ということもあります。1時間にすると、1時間ごとに出たり入ったりする人が、実際はおられます。時々、体育館の前でも急に飛び出してきて、急にまた入りなおす車がありますが、そのために結構危ないということもございます。30分でも同じことをする人もいらっしゃるようですが、かなり手間がかかるので諦めてくれるのではないかと思います。

木村委員) 美術博物館とか図書館とか、そういうところは余りそういう利用をされる方はいないのでしょうか。

図書館長) 図書館でも実態としてはあるようです。

社会教育部長) 基本的には全て現行の時間料金を継承する形でつくっております。

木村委員) 現行どおりということですね、わかりました。

小石委員) 業者は今から決まるわけですか。

木村委員) 具体的にはどのような業者へ声をかけておられるのでしょうか。

社会教育部長) これからになりますので、今、具体的には申し上げることができません。

木村委員) わかりました。

委員長) これによって、駐車場の有効活用ができるというところ、メンテナンスの部分、そういう部分で手間がかからなくなるという御説明でしたが、例えば現在の図書館は、休日には図書館を利用しない方の車で非常に渋滞になっている場合が多く見られる気がいたします。今回の提案は、その部分については、図書館などの施設を利用するかどうかは関係なく、駐車場として使っていていいですよ、ということですよ。

社会教育部長) そうですね。

委員長) そうすると、本当に施設を使いたい人が満車で使用できない場合が今より増えてくるのではという心配があるのですが、その辺はいかがでしょうか。

社会教育部長) その心配は図書館長もしておりますし、私も心配しておりますが、図書館の駐車場を便宜的に使おうとする人は、中央

公園の利用者が多いと考えております。

中央公園の駐車場では、公園利用者には、最初の30分を無料にすると同時に、1日の最大料金が800円で固定されています。一方、図書館では1時間までは無料ですが、それ以降は料金に上限がないので、そういう駐車をするよりは、1日最大で800円のほうが安心して駐車できるという選択をするかたのほうが多いのではないかと思います。駐車場業者の話によると、芦屋の利用者の特性として、1日の最大料金の表示で判断される傾向があるようです。

委員長) 30分ごとに100円ということですが、近隣のコインパーキングと比較すると安いすよね、市民会館の近隣あたりの、単位時間当たりの料金はどの程度ですか、30分で200円とかそのぐらいですかね。

社会教育部長) 20分100円などです。

小石委員) あのあたりは安くないですか。阪神芦屋駅の近辺は少し高いけれど、JRのあたりは少し安くなかったでしょうか。

社会教育部長) はい。JR芦屋駅のあたりは安いすし、芦屋のパーキングは単価が安いです。

委員長) そうですか。

木村委員) 1日の最大料金は、規則により後からでもある程度柔軟に調整ができるから、ほかの駐車場の利用状況を見て、もし不均衡が生じれば調整ができますが、この30分ごとに100円という部分は、条例により決定されてしまいますから、なかなか後で改正するとなると難しいでしょうね。

社会教育部長) ここは難しいです。

木村委員)　　そういう意味ではここはかなり慎重に検討しとかないといけないところですね。

社会教育部長)　　ただ、今の時点では、ここを変更することについての理由は特にございませので。

木村委員)　　なるほど。

小石委員)　　見通しとして、財政上どの程度の損得が見込まれているのですか。

社会教育部長)　　現時点では、はっきりとした金額はまだ出ておりませんが、全体でおそらく300～400万円くらいの増収が望めます。それから、ゲート機器1機当たりの更新が250万円という単位でかかりますが、それが不要になりますし、紙が詰まった、おつりが出ない、そういったことも業者側で対応することになります。

小石委員)　　これまでの対応は、行政の方が夜中でも対応していたのですか。夜中でも、駐車していた車を外へ出すことはできますよね。

図書館長)　　はい。出ることができます。

小石委員)　　そのとき、トラブルがあったことはなかったのですか。

社会教育部長)　　この前も、1カ月ぐらい前でしょうか、テニスコートの駐車場ゲートが折られたことがありました。

小石委員)　　私としては、このような方向での運用は悪くないと思いますが。

木村委員)　　あと、業者さんへ声をかけられるということですが、大体、一定の売り上げから何%とか、そういう利ざやをとる方法で考えておられるのですが。

社会教育部長)　　今は、プロポーザルの仕様をつくっている段階で、はっき

りしたことはまだ決まっておりませんが、できれば最初の2年ぐらいは、固定で金額を納入してもらいたいと思っています。向こうも当然、最初はいろんな初期投資をするので大変だと思いますが、芦屋市側も、実際の売上げが落ちて持ち出しになることは避けたいので、できれば一定の収入を保証してほしいと考えています。

木村委員) わかりました。

委員長) 施設の利用者については最初の60分を無料にすると思いますが、利用したかどうかの判別は、例えば図書館だったら借りた人とするのか、借りなくても、ただ図書館へ行けばよいとするのか、その辺はどのようにされるのでしょうか。例えば、スーパーとかでしたら、何円まで買い物をして、それをレジなどに持っていけば駐車券にスタンプを押してもらったり、追加の駐車券を渡したりしていますが。

社会教育部長) 施設に入った人が利用者という考えで、その機械を置いておき、自分で通してもらうことを考えております。

委員長) じゃあ、全員利用者にしようと思ったらできるということですね。

社会教育部長) はい、そうです。それは運用上ある程度割り切らざるを得ないところですね。

委員長) なるほど。身体障がい者の方への優遇措置というのは今まではしておられなかったのでしょうか。

社会教育部長) いえ、今までも行なっております。ただし、今回、身体障がい者の方の優遇措置については、施設の利用者に限るという形にしようと思っております。



委員長 ) 開館日と休館日の上限の金額が違うようですが、その意図は、  
どういうところにあるのでしょうか。

社会教育部長) 休館日には、図書館を利用する人も駐車しないので、それ  
こそ近隣の方にとって利用しやすい駐車場として提供すること  
によって、駐車場の利用者をふやしたいと思っております。

委員長 ) それはわかるのですが、開館日と休館日の上限額が違う理由  
について教えていただけますでしょうか。

社会教育部長) 閉館日は、最高24時間まで定額で駐車できます。開館日  
は、午後8時以降の12時間だけが定額になりますから、その  
差になります。

委員長 ) わかりました。他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること  
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第23号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 非公開の審議は終了いたしましたので、これより公開いたし  
ます。

〈審議公開〉

委員長 ) 日程第5 閉会宣言